

データ資料 15

府環境を守り育てる条例に基づく悪臭の特定施設の届出状況（平成16年3月末現在）

		京都市	舞鶴市	亀岡市	城陽市	長岡京市	南山城村	合 計
飼料、肥料又はにかわの製造の用に供する施設	原料置場	11 5		4 4				15 9
	蒸解施設	7 2						7 2
	乾燥施設	7 1	1 1	1 1		1 1	1 1	11 5
	小計	25 8	1 1	5 5	0 0	1 1	1 1	33 16
豚200頭以上又は鶏10,000羽以上の飼養の用に供する飼料調理施設		10 8						10 8
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設			1 1	2 2	2 1			5 4
合 計		35 16	2 2	7 7	2 1	1 1	1 1	48 28

（注）上段：特定施設数 下段：特定工場等数